

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	資料 3-11
提出年月日	令和5年3月15日

ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料

指摘事項

No. 230221-43	原子炉制御室等	比較表 1.16-30) チェンジングエリア設置に着手する時点で中央制御室の閉回路循環運転が行われているのか、また、これらを含めての約 100 分なのか、内訳を確認して説明すること。
---------------	---------	---

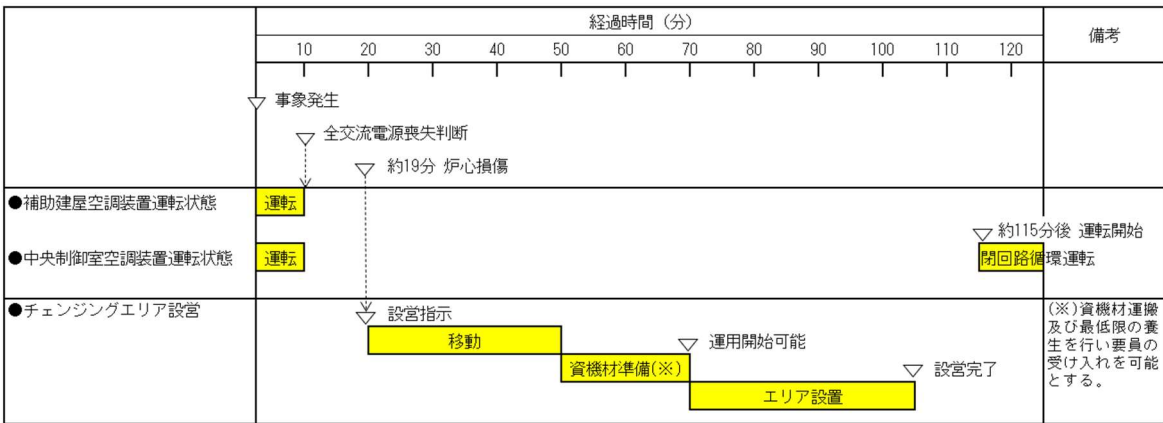
(回答)

チェンジングエリアの設営は「原子力災害対策特別措置法」第 10 条特定事象が発生した場合に、放管班長が事象進展の状況（炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリア設営すると判断した場合に着手する。設営着手の判断後、緊急時対策所から 3 号炉中央制御室へ要員が移動を開始し、資機材準備及び最低限の養生を行いチェンジングエリアの運用を開始するまでに約 50 分を見込んでいる。また、チェンジングエリアの全ての設営は設営着手の判断から約 100 分を見込んでいる。

中央制御室が設置されている原子炉補助建屋の補助建屋空調装置及び中央制御室空調装置は全交流動力電源喪失時には停止するが、事象発生から約 115 分後には中央制御室空調装置による閉回路循環運転が開始される。ただし、炉心損傷タイミングは事故事象により異なるため、チェンジングエリアの設営タイミングと閉回路循環運転の開始タイミングが前後する場合がある。

例として、下図に原子炉格納容器の過圧破損事象と過温破損事象時のタイムチャートを比較する。チェンジングエリアについては、補助建屋空調装置及び中央制御室空調装置が停止中は設営箇所が無風状態のため設営に支障はなく、閉回路循環運転中であっても設営箇所では風を感じ程ではないため設営に支障はない。また、このような空調状態においてチェンジングエリアの運用を開始しても無風状態又は適切な風の流れを確保できることから、防護具の脱衣及び身体サーベイ等を実施することにより、中央制御室への汚染の持込みを防止することが可能である。

・原子炉格納容器過圧破損の場合



・原子炉格納容器過温破損の場合

